

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

会長 片渕 昭人 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について

日頃から、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染防止対策の上、安全かつ安定的な廃棄物処理業務の継続にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、府内での感染拡大を受け、11月20日、第29回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議（以下「本会議」という。）を開催し、さらに重症病床の使用率が概ね50%に達する見込みとなったことから、11月24日にも第30回本会議を開催し、経済界に対してこれまでの取組に加えて、新たに下記の項目等を要請することといたしました。

つきましては、本会議で決定された要請内容についてご理解・ご協力をいただくとともに、貴団体内でのご周知についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の内容につきましては、次のホームページをご覧ください。http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/

記

- ・従業員等に「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること
- ・従業員等に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること
- ・寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO₂センサーの活用による確認等）を実施すること
- ・業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
- ・従業員の年末年始における休暇を分散すること

○別添参考資料1 イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

○別添参考資料2 Go To キャンペーン、少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業への対応

問合せ先 代表 06-6941-0351

本通知について

産業廃棄物指導課

澤田、吉峯（内 3824）

上記要請について

災害対策課

竹本、矢ヶ部（内 4947、4948）

イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

別添参考資料 1

【今回追加する要請】

●施設について

- ① 区域 大阪市北区、大阪市中心区（別紙のとおり）
- ② 期間 11月27日～12月11日
- ③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）

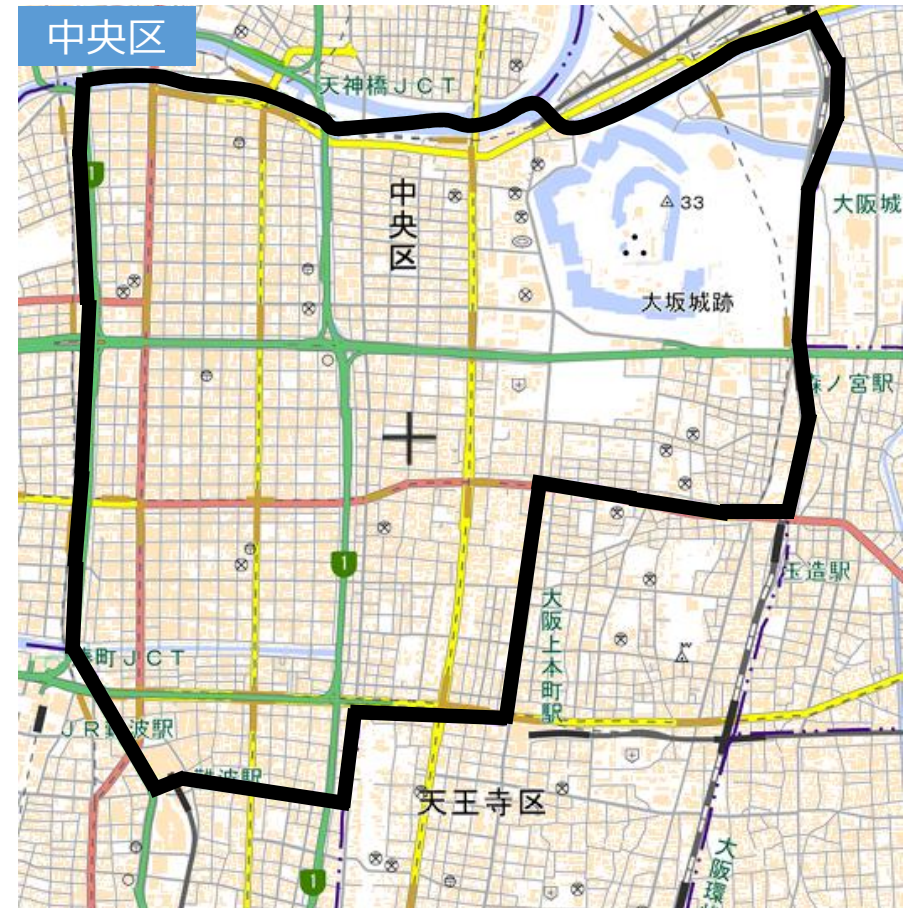
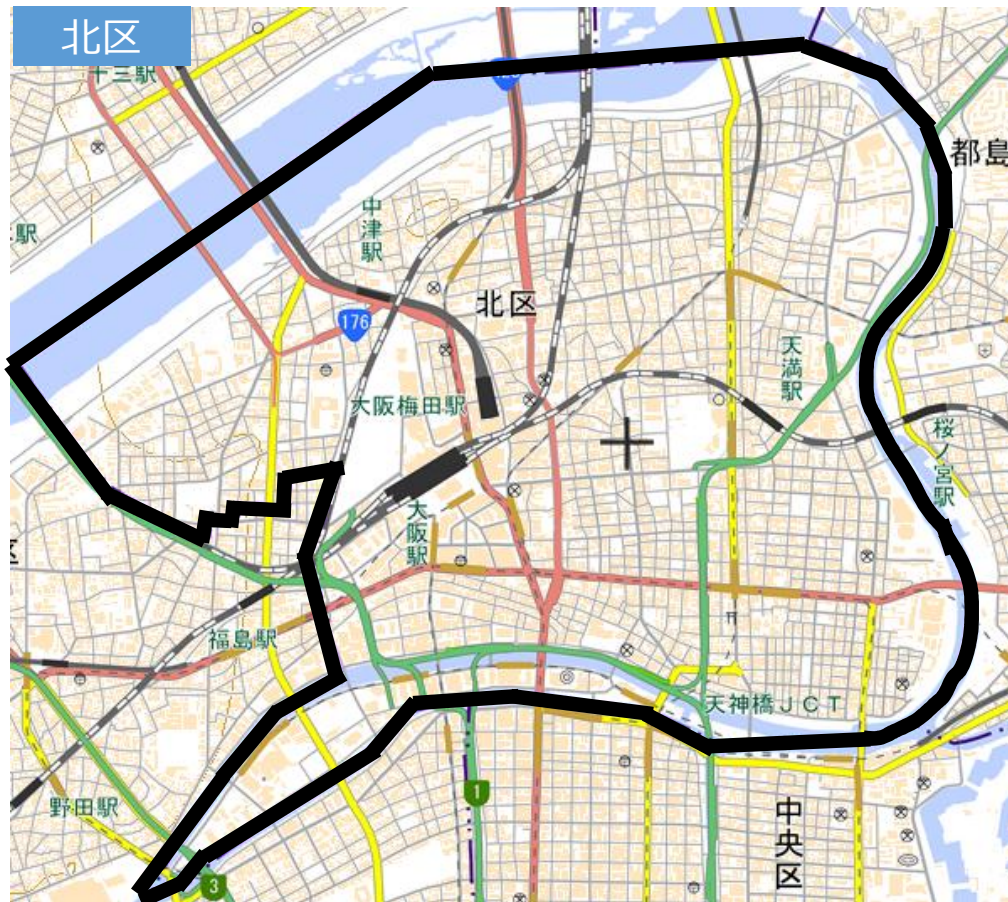
対象施設		要請内容
接待を伴う飲食店 (キャバレー、ホストクラブ等)、 政令対象※の酒類の提供を行う飲食店 (バー、ナイトクラブ、カラオケ店等)	業種別ガイドラインを遵守 (感染防止宣言ステッカーを導入) していない施設	休業を要請
	遵守(導入) している施設	営業時間短縮(5時～21時)を要請
その他の酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等)		営業時間短縮(5時～21時)を要請

※ 特措法施行令第11条第1項各号に掲げる施設

●対象区域

○ 大阪市北区、中央区

【別紙】



引用：国土地理院地図

休業（営業時間短縮）要請を行うエリア指定について

○大阪市内の区別 1日あたりの乗降客数（2018年度国土交通省データ）

北区	2,457,472	JR：大阪、梅田（阪急、メトロ、阪神）
中央区	1,656,710	メトロ：難波、淀屋橋、本町
天王寺区	715,906	JR：天王寺、メトロ：天王寺
浪速区	480,963	南海：難波、JR新今宮
都島区	424,901	JR：京橋、京阪：京橋

主要ターミナルを抱え、
飲食店が多く存在する
以下の行政区を対象と
する。

北区
中央区

○食品衛生法に基づく飲食店許可件数【令和2年11月18日現在】

市細目分類による グループ分け	許可件数 (市全体)	中央区	北区	淀川区	西区	西成区	都島区	浪速区	生野区	福島区	天王寺区	阿倍野区
		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位
スナック、バー、キャバレー	13,762	5,073	4,039	806	219	207	507	221	354	257	135	214
大衆酒場等（焼鳥、焼肉、カラオケボックス等を含む）	13,818	2,705	2,403	863	673	875	529	418	387	569	418	434
食堂、レストラン等	25,720	5,198	5,029	1,329	1,585	743	708	1,074	1,025	825	922	822
旅館ホテル	645	193	127	54	13	10	37	64	3	11	55	10
計	53,945	13,169	11,598	3,052	2,490	1,835	1,781	1,777	1,769	1,662	1,530	1,480
市内の各区割合	100%	24.4%	21.5%	5.7%	4.6%	3.4%	3.3%	3.3%	3.3%	3.1%	2.8%	2.7%

休業（営業時間短縮）要請（1 ページ目に記載）にあわせ、11月20日に決定した「府民への呼びかけ」等についても、以下のとおり内容を追加（要請を追加した箇所は で記載）

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 イエローステージ2 の期間（11月25日～12月11日。休業要請の期間に合わせて期間を変更）
- ③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）

●府民への呼びかけ

○ 府民に対し、次の内容を要請。

- ・ 「5人以上※1」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えること

※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない

- ・ GoToEatキャンペーン事業で付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えること（要請期間の開始は11月27日から）

- ・ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患※2のある方等）は、不要不急の外出※3を控えること

※2 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている患者

※3 医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除く

- ・ 高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、休暇を取得するとともに早めに検査を受診すること
- ・ 「静かに飲食」、「マスクの徹底」（飲食の際も会話時はマスクを着用）、「換気と保湿」
- ・ 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
- ・ 3密で唾液が飛び交う環境を避けること

●イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

- ❶ 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、
国の接触確認アプリ「C O C O A」、大阪コロナ追跡システムの導入、
又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- ❷ 業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、別表のとおり
- ❸ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、
そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- ❹ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや
収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応
- ❺ 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、
開催自粛を要請することも検討

時期	収容率		人数上限	別表
11月21日～ 11月末まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競 技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さい ほうを限度（両方の条件を満たす必要）	
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% (※1) 以内 (席がない場合は十分な間隔)		

時期	収容率		人数上限
12月1日～ 当面2月末まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの (※2)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競 技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さい ほうを限度（両方の条件を満たす必要）
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% (※1) 以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	- 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 - 参加者が自由に移動できる - 名簿等で参加者の把握が可能	- 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 - 参加者が自由に移動できる - 名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント（例）	- 展示会（人数等を管理できるイベント） - 地域の行事	全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	- 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 - それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。	当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

※詳細：令和2年11月12日付国事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」参照

●施設について（府有施設を含む）

○施設（事業者）に対し、次の内容を要請。

1. 従業員等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること
2. 従業員等に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、
府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること
（要請期間の開始は11月27日から）
3. 従業員等に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること
4. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること
5. 飲食店においては以下に留意すること
 - ・パーティションの活用
 - ・会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用（食事中のマスクの活用を含む）
 - ・斜め向かいに座る
 - ・CO2センサー等を活用し、換気状況が適切か確認
6. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること
7. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、
接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること。
8. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること

●上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと

〈高齢者施設、医療機関等へのお願い〉

1. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えるよう求めること
2. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること
(要請期間の開始は11月27日から)
3. 職員に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査を受診させること
4. 職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策（マスクの着用、手指消毒等）を求めること
5. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO₂センサーの活用による確認等）を実施すること
6. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること
7. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること

〈経済界へのお願い〉

1. 従業員等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること
2. 従業員等に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、
府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること
(要請期間の開始は11月27日から)
3. 従業員等に少しでも症状が有る場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること
4. テレワークを推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
5. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること
6. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること
7. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
8. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
9. 従業員の年末年始における休暇を分散すること

〈大学等へのお願い〉

1. 学生に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること
2. 学生に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、
府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること
(要請期間の開始は11月27日から)
3. 学生に少しでも症状が有る場合は登校させず、検査受診を勧めること
4. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO₂センサーの活用による確認等）を実施すること
5. 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること
6. 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策（マスクの着用等）を徹底すること
7. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること

コールセンターの設置

特措法に基づく休業要請や「感染防止宣言ステッカー」にかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名 称：休業要請等コールセンター

設置時期：令和2年11月24日

開設時間：平日9時30分～17時30分（11月24日は21時まで）
※ただし、11／28（土）、11／29（日）は開設（9時30分～17時30分）

受付方法：専用電話（5回線）

受付電話番号：06-4397-3268

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

Go To キャンペーン、少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業への対応

別添参考資料2

キャンペーン名	実施期間	概要	府の対応
Go To トラベル	2020年7月22日から 2021年2月1日まで	○国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の35%を割引 (7月22日から開始) ○加えて、宿泊・日帰り旅行代金の15%相当分の旅行先で使える地域共通クーポンを付与 (10月1日から開始) ○支援額上限:1人1泊あたり2万円、日帰りは、1万円。利用回数の制限なし 【運営主体:国土交通省・観光庁】	【国への要請】 『大阪市内の宿泊施設等でのGoToトラベル受け入れの一時停止』
Go To イート	(オンライン予約) 2020年10月1日から 2021年3月31日まで (食事券) 2020年10月14日から 2021年3月31日まで	○オンライン飲食サイトを通じて予約&来店した場合に、次回使えるポイントを昼食で500円分、夕食で1000円分が付与 ○購入額の25%が上乗せされたプレミアム食事券を発行 【運営主体:農林水産省】	【国への要請】 (オンライン予約)『利用者へ付与されたポイント利用自粛』(※) (食事券)『既発行の食事券の利用自粛』(※) 『食事券の新規発行の一時停止』 ※大阪府内の飲食店が対象 【府民への呼びかけ】 『GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券を利用した飲食を控えること』
少人数利用・ 飲食店応援 キャンペーン事業	2020年9月18日から 2020年12月31日まで	○オンライン飲食サイトを通じて予約&来店した場合にポイントを2000円分が付与 <付与の条件> 4名以下、総額5,000円以上(税抜き) 15時以降の予約&飲食店の利用 【運営主体:大阪府】	『新規予約へのポイント付与の停止』 【府民への呼びかけ】 『本キャンペーンで付与されたポイントを利用した飲食を控えること』

新型コロナウイルス感染防止のための換気のポイント

新型コロナウイルス感染防止には、一定の換気を行うことが有効とされています。
施設・職場・家庭などで換気を行うようにしましょう。

【換気量の目安】

30m³/時・人（ビル管理法の空気環境基準（二酸化炭素濃度1,000ppm以下）を満たすために必要な換気量）

【参考】

店舗や事務所等の大規模建築物で延べ面積3,000m²以上の建築物（特定建築物）は、ビル管理法の空気環境基準の遵守が必要とされています。特定建築物以外の建築物であっても多数の者が使用する建築物については、空気環境基準に従って維持管理するよう努めなければなりません。

① 機械設備による換気

👉 必要換気量の確保

- ・ 多数の者が利用する商業施設等では、換気設備の調整による取入れ外気の増量や、可能な場合は常時運転を実施。
- ・ 住宅の場合、台所や浴室、トイレの換気扇を運転。

※ 2003年7月以降建設された住宅は、機械換気設備（24時間換気システム）の設置が義務付けられています。（浴室やトイレの換気扇と兼用している場合もあります。）

誤って停止したままになっている場合もあるので、適切に使用してください。

※ 一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、換気は行っていません。

② 窓の開放による換気

👉 部屋の空気が1時間に2回以上入れ替わるように換気

- ・ 30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする。
もしくは常時、風上側の窓とその反対側の窓を5～10cm程度開放。
（対角線上にある2つの窓を開けると効率的）
- ・ 窓が一つしかない場合や窓がない部屋の場合は、窓やドアに向けて扇風機で部屋の外に空気が流れるようにする。

③ その他換気にあたっての留意事項

👉 CO₂センサーの活用

- ・ 可能な場合は、CO₂センサーを設置して二酸化炭素濃度を測定し、換気の状態を確認。

👉 HEPAフィルター付きの空気清浄機の使用

- ・ 補助設備として有効。
（換気量が確保できる場合は、換気の方がウイルス濃度低減効果が大きい。）

👉 適度な加湿

- ・ 換気しながら加湿し、湿度40%～70%を維持。